

熊本労働局

平成28年度 労働行政運営方針 の概要

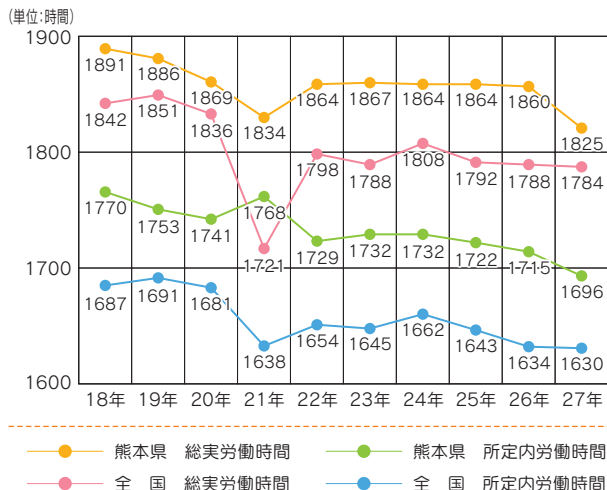


雇用環境・均等担当部署の重点施策

働き方改革の推進について

- 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等によりワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
- これまでの働き方の見直し、効率的な働き方の実現を進め、改善に取り組む中小企業に対する助成を行います。

年間総実労働時間等の比較（全国／熊本）



働き方改革推進熊本地方協議会の開催

- 地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえ、労働環境、処遇改善等に向けた機運を高めるよう、協議会の構成員である地方公共団体、労使団体とともに取組を進めます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の履行確保

- 義務企業（労働者数301人以上）における「一般事業主行動計画」策定・届出等の完全実施を図るとともに、女性活躍加速化助成金の活用により、300人以下の努力義務企業の取組促進を図ります。
- 認定制度について周知を図り、取組を促進します。



総合的ハラスメント対策の一体的実施

- マタニティハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの職場におけるハラスメントの未然防止を図るとともに相談への迅速な対応を図ります。

紛争解決の援助

- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決の援助・調停を行います。

個別労働関係紛争の解決の促進

- 総合労働相談コーナーでは労働関係の相談に対し適切に対応します。
- 労使間の民事上の紛争については、効果的な助言・指導やあっせんにより適正な解決を図ります。

最近3か年度の主な紛争の動向 (民事上の個別労働紛争に係る相談件数)

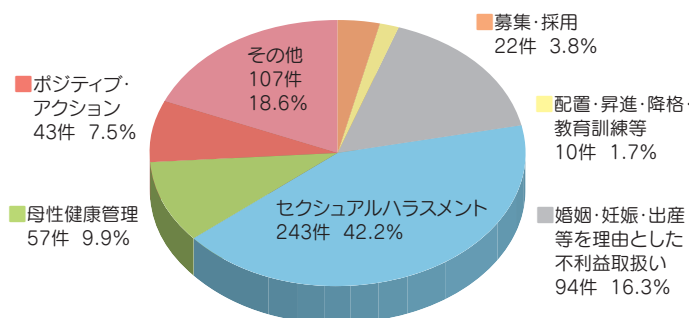
	25年度	26年度	27年度
解 雇	324 (-11.7%)	260 (-19.8%)	247 (-5.0%)
いじめ・嫌がらせ	567 (+20.4%)	734 (+29.5%)	749 (+2.0%)
自己都合退職	407 (+10.3%)	507 (+24.6%)	610 (+20.3%)
労働条件の引下げ	218 (-20.4%)	228 (+4.6%)	257 (+12.7%)
民事上の個別労働紛争に係る相談件数合計	2,810 (-11.5%)	3,088 (+9.9%)	3,062 (-0.8%)

※1 ()内は対前年度比

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

- 性別を理由とする差別的取扱い事案や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い事案に対し、迅速かつ厳正に対応します。
- 母性健康管理対策を推進します。ポジティブ・アクションの趣旨及び内容について周知徹底を図るとともに、取組を促進します。

平成27年度の均等法に係る相談状況



職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

(1) 育児・介護休業法の周知徹底及び履行確保

- 育児休業、介護休業等の取得を理由とした不利益取扱事案に対し、迅速かつ厳正に対応します。
- 育児・介護休業法の改正（平成29年1月1日施行）についての積極的な周知を行います。

【主な改正内容】

有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和
介護休業分割取得・介護休暇の半日単位取得・介護所定外労働免除の新設・介護のための所定労働時間の短縮措置等の拡充など

- 仕事と家庭の両立支援のための職場環境整備に取り組む事業主を両立支援等助成金の活用促進により支援します。

(2) 次世代法育成支援対策の推進

- 義務企業における「一般事業主行動計画」策定・届出等の完全実施を図ります。
- 「子育てサポート企業」としての労働局長の認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）の企業の取得を促進します。



パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

- パートタイム労働者が能力を発揮し、働き・貢献に見合った公正な処遇を受けられる雇用環境の整備を促進します。

労働条件の確保・改善対策

- 労働契約法の内容について、無期転換ルールを中心に労使双方に向けて周知を継続します。また、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法に基づく計画の認定申請に的確に対応します。
- 学生アルバイトの労働条件確保に向けた取組を一層推進するため、学生・事業主に対する周知・啓発を行います。

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

- 賃金引上げに取り組む中小企業の経営改善と労働条件管理の相談等を「熊本県最低賃金総合相談支援センター」で行い、相談対応・専門家派遣を行います。
- 中小企業・小規模事業者が、労働能率増進のための設備導入等を行い、事業場内の最低賃金引上げを実施した場合の助成制度（業務改善助成金）を運用します。

適正な労働条件の整備

- 職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図ります。
- 熊本県が設置している医療勤務環境改善支援センターと連携し、医療従事者の労働時間管理を中心とする労務管理の自主的改善を支援します。

労働基準担当部署の重点施策

適正な労働条件の整備

(1)長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

- 長時間労働が行われている事業場に対して、労働時間管理、長時間労働を行わせた場合における面接指導の実施等を含む健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底します。特に、各種情報から時間外・休日労働時間数が月に80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を徹底します。さらに、11月を「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の抑制等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。

(2)過労死等防止対策の推進

- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づいて、過労死等を防止するための対策として、啓発、相談体制の整備等を効果的に推進します。また、過労死等防止啓発月間（11月）における取組をはじめ、啓発等の実施に当たっては、地方公共団体と積極的な協力・連携を図ります。

労働条件の確保・改善対策

(1)法定労働条件の確保等

- 基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を定着させるとともに、賃金不払残業、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の事案について重点的に取り組みます。
- 解雇、賃金不払等の労働基準関係法令上問題のある事案について、早期解決のため迅速かつ適切な対応を図ります。

- 次のホットライン、ポータルサイトの活用を促進します。

労働条件相談ホットライン

0120-811-610

月・火・木・金
17:00~22:00
土・日
10:00~17:00

ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

- 自動車運転者、障害者、技能実習生等外国人労働者、介護労働者、派遣労働者といった特定分野における労働条件確保対策について、関係機関との連携を深め、必要な監督指導等を実施します。

(2)労働時間法制の見直し内容の周知

- 労働基準法等の改正案が成立した場合には、円滑な施行を期するため、内容の周知を図ります。

(3)「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

- 「労災かくし」の排除を期するため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、的確な監督指導等を実施し、悪質なものは司法処分を含め厳正に対処します。

最低賃金制度の適切な運営

- 地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の周知と遵守を徹底します。

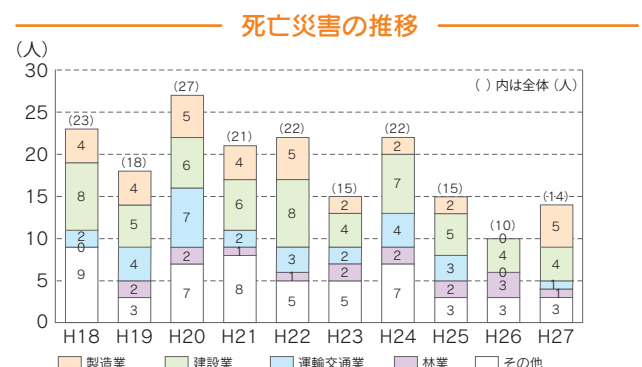
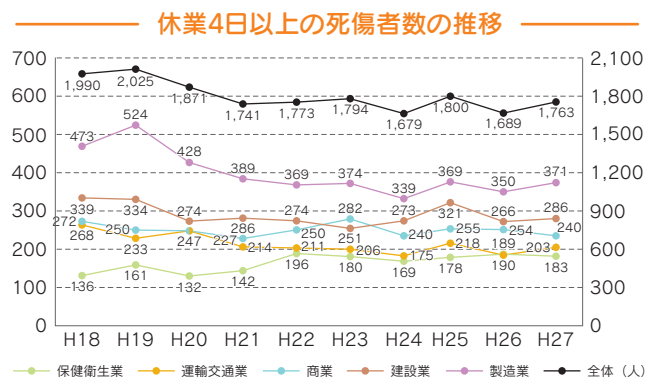
地域別最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生の日
熊本県最低賃金	694円	平成27年10月17日

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生の日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	738円	平成27年12月13日
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	787円	
百貨店、総合スーパー	712円	

*特定（産業別）最低賃金の適用範囲については、制約等がありますので、一部の労働者には適用されません。

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

平成27年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、1,763人で前年と比べ74人（4.4%）増加しました。死亡者数は、前年と比べ4人増加し14人でした。



(1) 労働災害を減少させるための業種横断的な取組

- 全業種に共通する、転倒災害、交通労働災害、非正規労働者の災害について、監督指導、個別指導、集団指導等により対策の周知及び指導に取り組みます。
- 関係機関等と連携し、「STOP! 転倒災害プロジェクト」「交通労働災害防止のためのガイドライン」等の周知を図ります。

(2) 労働災害を減少させるための重点業種

- 労働災害の状況を踏まえ、第三次産業（社会福祉施設、小売業、医療保険業、飲食店）、製造業、建設業、陸上貨物運送業、林業等に対する重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施します。
- 関係機関等と連携し、各種指針、ガイドライン等及び墜落防止措置の充実等を内容とする改正労働安全衛生規則について監督指導、個別指導等を実施することにより周知徹底を図ります。

(3) 職場におけるメンタルヘルス・産業保健対策

- 昨年12月1日より施行されたストレスチェック制度の実施の徹底を図ります。また、ストレスチェック制度導入支援、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを活用した、小規模事業場での産業保健活動及びメンタルヘルス対策を促進します。

■熊本産業保健総合支援センター 無料です
TEL: 096-353-5480

- 専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- ストレスチェック制度に係る研修
- メンタルヘルス対策普及のための個別訪問支援



(4) 化学物質による健康障害防止対策

- 化学物質の取扱い事業場に対する監督指導、個別指導等の実施及び6月1日から化学物質（640物質）のリスクアセスメントの義務化についての周知を図ります。

(5) 石綿による健康障害防止対策

- 監督指導、個別指導等による、石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく指導を実施します。石綿等の製造、輸入等の禁止措置に関する周知を図ります。

(6) 職業性疾病等の予防対策

- 建設業等、夏季に暑熱な環境で作業を行う事業者に対する熱中症予防対策の指導に取り組みます。第8次粉じん障害防止総合対策に基づき事業者が講ずべき措置について監督指導、個別指導等を実施します。

(7) 受動喫煙防止対策

- 受動喫煙防止対策の努力義務化を内容とする改正労働安全衛生法の周知及び受動喫煙防止対策助成金の活用を促進します。

(8) 安全衛生優良企業公表制度の周知

- 広く企業名を公表する本制度の周知に努め、企業の労働安全衛生対策の動機付けを進めます。

労災補償対策の推進

労災保険給付の迅速・適正な処理

標準処理期間内の迅速な事務処理と認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。

労働保険適用徴収業務等の重点施策

(1) 労働保険料等の適正徴収等

- 前年度の収納率を上回るよう滞納整理、納付督促の徴収業務を積極的に取り組むとともに、効果的な算定基礎調査を実施します。

(2) 労働保険未手続事業一掃対策の推進

- 労働保険の加入促進に係る委託業務の受託者と連携し、未手続事業場の積極的かつ的確な把握及び加入勧奨を行います。

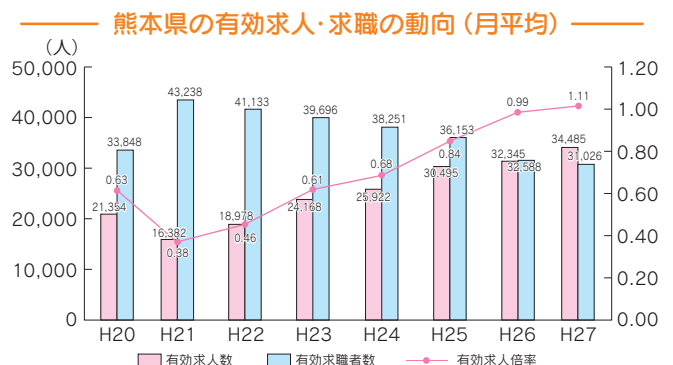
(3) 労働保険率（労災保険率、雇用保険率）の周知徹底

- 平成28年4月1日改正の労働保険率について、あらゆる機会を活用し、事業場への周知を行います。

職業安定担当部署の重点施策

公共職業安定所のマッチング機能に関する業務の成果を表す指標

熊本県管内の雇用失業情勢は、年平均の有効求人倍率は1.11倍と改善が見られ、当面は引き続き高い水準を維持すると見込まれることから、正社員の求人を増やしていくことが課題です。新卒者の雇用状況についても内定率は上昇傾向にありますが、未内定者に対する就職支援の強化を図る必要があります。



雇用政策に関する数値目標

就職件数(常用)	30,454件
雇用保険受給者の早期再就職件数	9,456件
求人充足件数(常用)(受理地ベース)	29,864件
満足度(求人者)	90%以上
満足度(求職者)	90%以上
紹介成功率(常用)	27.5%

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

(1) 求職者に対する就職支援の更なる強化

- 予約制・担当者制を積極的に活用し、よりきめ細かな支援を実施し、正社員求人への積極的な職業紹介、応募書類作成支援、就職面接会の積極的開催等マッチングの取組を強化します。
- 雇用保険受給資格者の早期再就職に向けた取組の充実・強化を図ります。

(2) 求人者に対する充足支援の更なる強化

- 求人者ニーズの的確な把握、求職者ニーズの情報提供により求職者が応募しやすい求人票の記載内容に係る助言・援助を行います。
- 事業所情報を組織的に収集・蓄積・共有し、マッチング精度向上に向け、求人充足会議の更なる活性化を図ります。
- 正社員求人、応募しやすい求人の確保に重点を置いて取り組み、非正規雇用求人については正社員転換の働きかけを行います。

(3) 求人票の記載内容と実態が異なる問題への対応

- 求人内容の正確性、適法性の確保に努め、問題がある求人は、一時紹介保留を含め、厳正な指導等を行います。

正社員転換・待遇改善

(1) 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進

- 非正規雇用労働者の企業内での正社員転換化や人材育成、処遇改善などを促進するため「キャリアアップ助成金」の積極的な活用を促すとともに、正社員・多様な正社員への転換や処遇改善コースを促進するための拡充措置を周知し、事業主の実情に応じたきめ細かな支援を行います。また、「トライアル雇用奨励金」の活用を促進し、フリーター・ニート等の正社員就職を図ります。

(2) 「多様で安心できる働き方」の普及等による非正規雇用労働者のキャリアアップ支援

- 多様な正社員の普及・拡大を図るため、「雇用管理上の留意事項」や好事例集等を活用し、各種のセミナー等で周知・啓発を図ります。また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や納得性の向上等の更なる充実を内容とするパートタイム労働法の積極的な周知・啓発等を行います。

人手不足分野等における人材確保等の総合的な推進

- 介護・医療・保育などの福祉分野については、それらのサービスを担う質の高い人材の安定確保のため、関係機関との連携を強化し、求人充足に向けた支援を推進します。また、建設分野については、未充足求人へのフォローアップの徹底等を内容とする「建設人材確保プロジェクト」を推進します。

地方自治体と一体となった雇用対策の推進

- 熊本県や熊本市と締結した雇用対策連携協定に基づき、地域の雇用対策を進めます。
- 県内4市（山鹿市、荒尾市、宇土市、上天草市）に「ふるさとハローワーク」を置き、職業相談・紹介を行うほか、関係市町村と定期的な連携に努めます。
- 生活困窮者に対する相談支援を実施する関係機関との連携を図り、生活保護受給者等生活困窮者の就労による自立を促進します。

民間を活用した就職支援（公共職業安定所の求人・求職情報の提供）

- 公共職業安定所の保有する求人情報及び求職情報を、オンラインで職業紹介事業を行う民間ビジネス及び地方自治体等に対して提供します。これにより、官民が連携した求人・求職のマッチング機能が強化され、労働市場全体の需給調整機能が向上するとともに、地方自治体が独自の雇用対策を行うための環境が整備され、地域における雇用対策の一層の充実を図ります。

希望するキャリアの実現支援

労働移動支援助成金の拡充

- 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現するため、早期再就職を図る事業主や対象労働者を受け入れ、訓練を行う事業主に対する支援を拡充します。また、65歳を超えて継続雇用が可能な企業への移動を希望する労働者を受け入れた事業主に対する支援を新設します。

地域雇用対策の推進

(1) 地域の創意工夫をいかした雇用創造の推進

- 地域の自発的な雇用創造の取組を支援する実践型地域雇用創造事業を推進し、事業を円滑に実施できるよう、地域雇用開発支援ワーキングチームを実施地域及び実施検討

地域に派遣し、事業実施に必要なアドバイス等を行います。また、熊本県が産業政策と一体となって実施する「くまもと雇用創出総合プロジェクト」について、マッチングや人材育成に関するセミナーへの協力など、積極的に連携します。

- 中小企業に対する地域雇用開発奨励金を拡充し、地域における雇用機会の創出の一層の促進を図ります。

(2) 雇用促進税制の推進

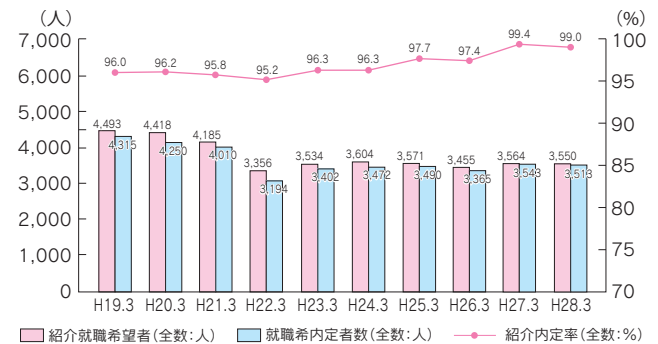
- 地方における企業の拠点強化を促進するため、今般「地方拠点強化税制における雇用促進税制」として拡充されたことから、事業主への周知を行い、活用及び求人申込みの勤奨等、制度の円滑な実施を図ります。

若者の雇用対策の推進

(1) 就活から職場で活躍するまでの総合的サポート

- 新卒応援ハローワークを中心として既卒3年以内の新卒扱いによる就職促進や卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」取組の継続的な支援、離学者に対する就職支援情報等の提供、就職後の定着支援等を強化します。

—— 過去10年間の新規高卒者就職内定状況（3月末現在） ——



(2) フリーターなどの正規雇用化の推進

- 長期的にフリーターとなっている者に対する職業訓練への誘導・あっ旋、セミナー等の開催、トライアル雇用奨励金や求職者支援制度の活用など、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供します。また、公共職業安定所等を利用して就職した者に対しての職場定着支援を強化し、安易な早期離職を防止します。

(3) 就職・採用活動開始時期変更に関する対応

- 平成28年度大学等卒業・修了予定者から採用選考活動が2ヵ月前倒しとなることから、学生や企業等に周知していくとともに、未内定学生に対する集中的な就職支援を実施します。

高齢者の雇用対策の推進

(1) 「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進

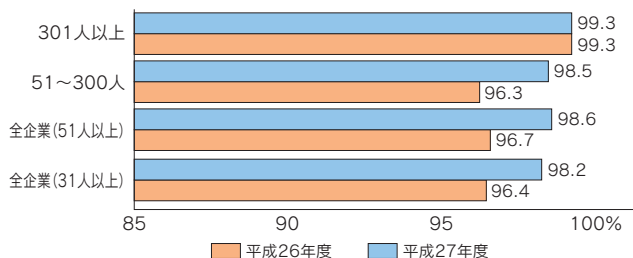
- 高齢者の雇用確保措置を講じていない事業主に対する助言・指導を実施し、なお改善がみられない事業主に対しては勧告を行います。
- 年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた相談・援助、地域の多様な形態による雇用・就業機会を掘り起こして企業退職者等に対して提供する取組を実施するなど、生涯現役社会の実現に向けた取組の充実・強化を図ります。

(2) 高齢者等の再就職の援助・促進

- 募集・採用における年齢制限禁止の義務化についての周知を徹底します。また、就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援を実施し、特に65歳以上の高齢者求職者への再就職支援を充実・強化します。
- 公共職業安定所、地方自治体、民間の人材サービス機関等との連携により、公益財団法人産業雇用安定センターに

キャリア等の情報を登録された高齢退職予定者と65歳を超えて雇用できる企業とのマッチングを行います。

高齢者確保措置を実施した企業の割合



女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の推進

(1) 母子家庭の母等の雇用対策に対する就業対策の推進

- 児童を扶養する母子家庭の母等（父子家庭の父を含む）について、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、トライアル雇用奨励金の活用等により、早期就職の促進を図ります。また、公共職業安定所においては、地方自治体の就労支援との連携を図りながら、個々の母子家庭の母等のニーズに即した支援を実施します。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍支援

- 「マザーズハローワーク」及び「マザーズコーナー」において、子育て支援中の女性を対象に、個々の求職者の状況に応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・紹介を行います。また、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供するとともに、託児所付きセミナーの実施や出張相談の充実、さらに地方自治体と連携した支援を求職者のニーズに応じて行います。

外国人の雇用対策の推進

- 就労環境の改善を推進するため、公共職業安定所において、外国人雇用状況届出制度の徹底を図り、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施します。
- 技能実習生への対策として、事業主へ労働関係法令の適用に係る周知指導を実施し、技能実習の実施期間中途での解雇、雇止め、労働条件の切り下げ等の情報を入手した場合は、関係機関へ情報提供します。

障害者等の活躍推進

(1) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行のための取組の推進

- 改正障害者雇用促進法に基づく、雇用の分野における障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供義務が施行されたことを踏まえ、その履行確保のための事業主への助言・指導等を実施します。

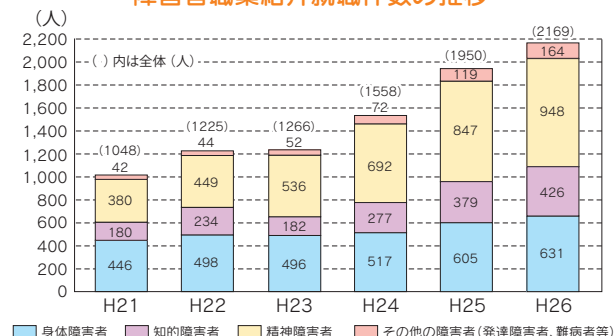
(2) 多様な障害特性に応じた就労支援の推進

- 障害特性に応じた雇用管理ノウハウについて、事業主に理解を促すため、事業主向けガイドラインの周知を図ります。また、地域の関係機関との連携による「チーム支援」や「就職面接会」「就職ガイダンス」の実施による公共職業安定所のマッチング機能の強化により、障害者の更なる就職促進を図るとともに、障害者就業・生活支援センターとの連携により、雇用前から雇用後まで一貫した職場定着支援を実施します。
- ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、カウンセリング等の求職者支援に加え、企業への意識啓発や就職後の職場定着支援に取り組みます。また、就職支援ナビゲーターを配置し、発達障害者の特性に配慮した支援を実施するとともに、難病患者就職サポーターを配置し、難病患者の雇用を促進します。

(3) 地域就労支援力の強化等による障害者及び企業への職場定着支援の拡充

- 障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用前から雇用後まで一貫した支援及び精神障害者等への支援を強化します。また、障害者を支援する者を配置又は中途障害等により休職した労働者の雇用継続措置を講じた事業主を支援します。

障害者職業紹介就職件数の推移



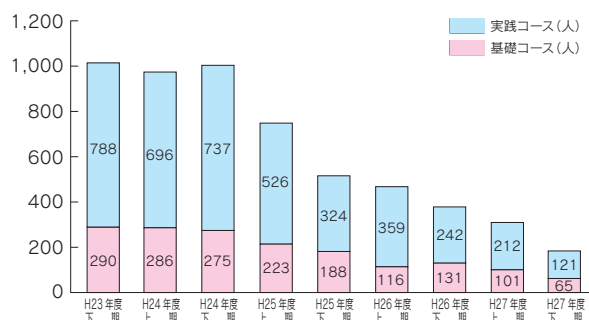
職業訓練を活用した就職支援

- 公共職業安定所においては、キャリア・コンサルティングによる求職者の適正・能力を踏まえた適切な訓練への誘導を行い、訓練受講中及び修了後のきめ細かな就職支援を実施します。

職業能力開発関係業務の推進

- 求人者及び求職者の職業訓練ニーズを把握し、関係機関への体系的な情報提供を行うとともに、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応できるよう求職者支援訓練の訓練実施分野や規模等を検討して職業訓練実施計画を策定します。
- 公的職業訓練修了（予定）者の就職状況等を把握のうえ、関係機関との情報の共有を図り、訓練修了時における未就職者への積極的な支援を強化します。

求職者支援訓練受講実績（平成23年10月～平成27年3月）



雇用保険制度の安定的運営

- 電子申請の利用率は年々増加しているが、今後も手続き件数の多い事業所や社会保険労務士等に対し利用促進を図るとともに、来年度の電子申請事務センターの開設に向け準備を進めます。
- マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報の漏えいを防止するために必要な安全措置を講じていきます。

特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進

(1) ホームレス等に対する就労支援

- 地方自治体が実施する自立支援事業との連携を図りつつ、ホームレス自立支援センター等への巡回による職業相談、職場定着指導、求人開拓等により、就労支援を推進します。

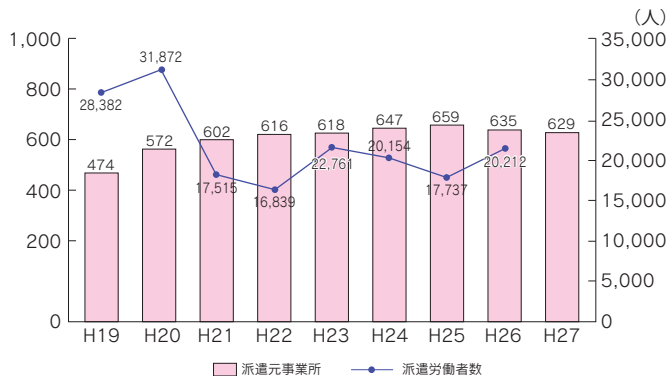
(2) 刑務所出所者等に対する就労支援の充実

- 公共職業安定所、刑務所等、保護観察所が連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」及び「協力雇用主等啓発・支援策」による専用求人確保により、刑務所出所者等の就労支援充実強化を図ります。

民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

- 民間や地方自治体による職業紹介事業・労働者派遣事業が適正に運営されるよう、法制度の周知、指導監督、許可申請、届出処理等を丁寧・適切に実施します。また、違法な労働者派遣・職業紹介等の事案の把握に努めるとともに、厳正な指導監督を行います。

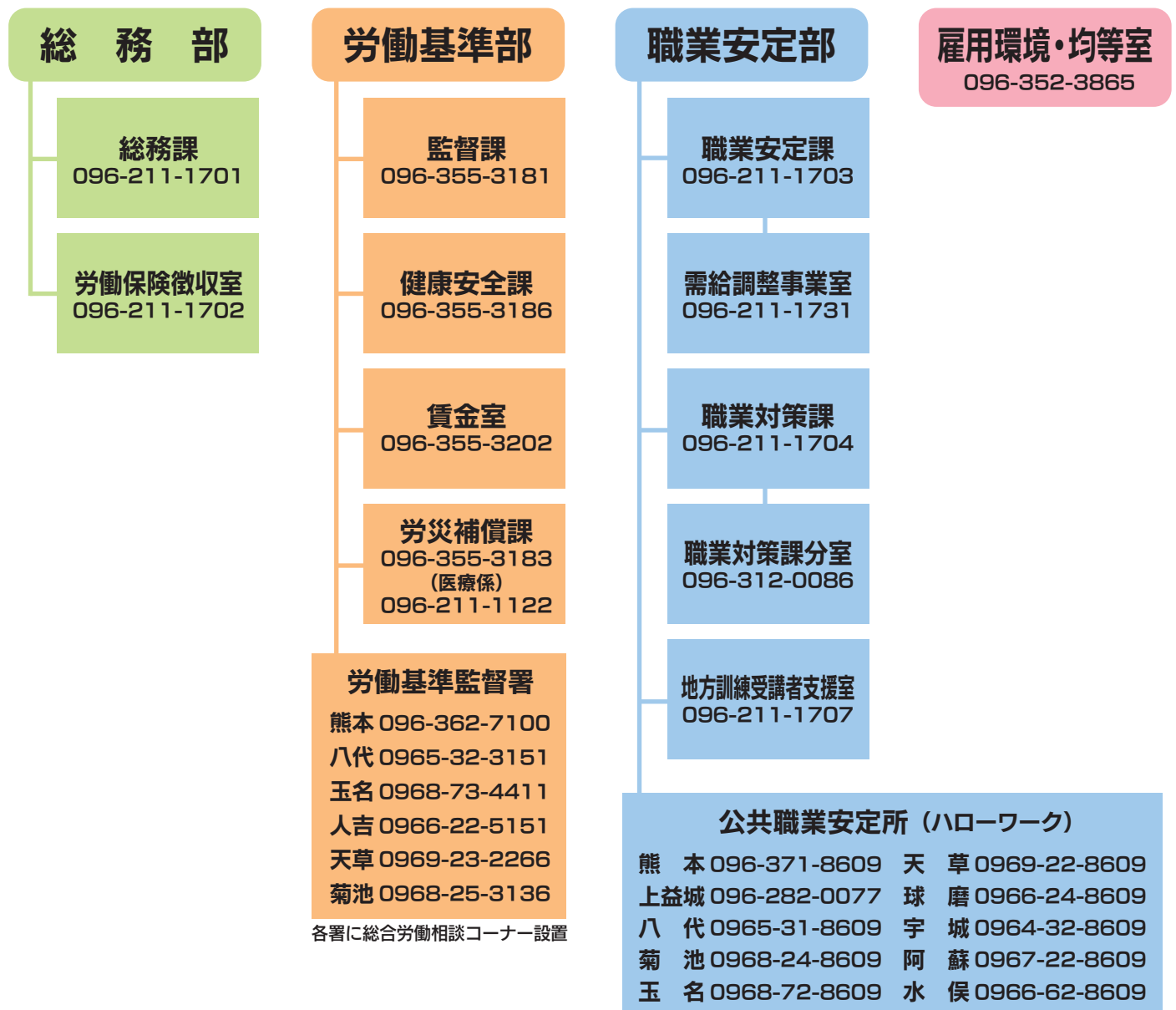
派遣労働者・派遣元事業所数の推移



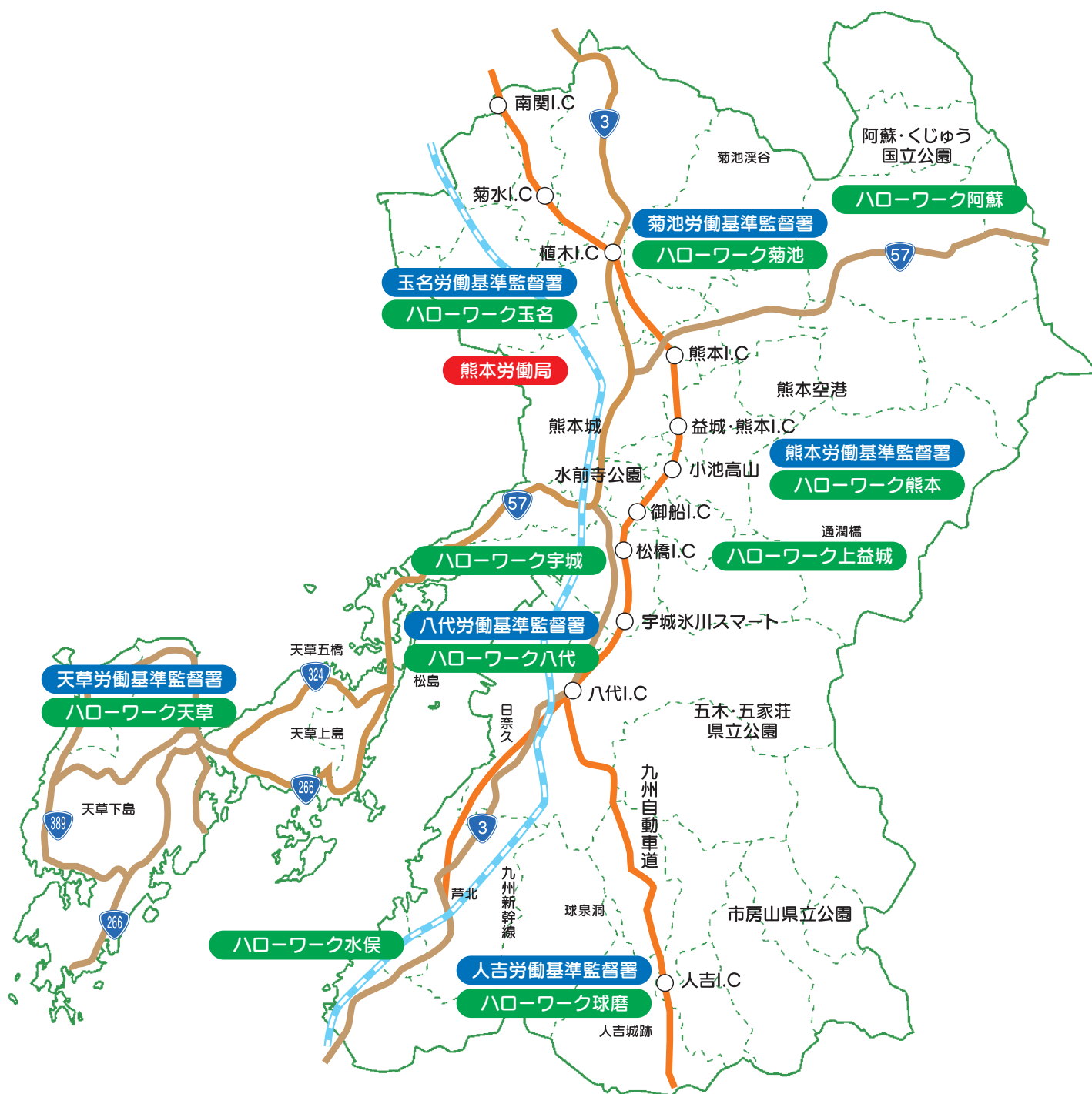
公共職業安定所のサービス改善・向上と周知

- 利用者満足度調査を行い、利用者からの意見・要望の積極的把握、定期的なサービス点検、主体的な創意工夫の推進等を通じ利用者の視点に立った窓口サービスの一層の改善・向上を図ります。
- ハローワークシステムの業務・照会権限の付与をはじめとした個人情報管理が適切に行われているか継続的・効果的に検証を行います。

熊本労働局組織図



熊本労働局の組織所在地一覧



熊本労働局

<http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成28年5月作成